

事務連絡  
令和5年10月20日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
事務局

動物用生物学的製剤基準等の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙・別添のとおり薬事審査管理班長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和5年10月19日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

動物用生物学的製剤基準等の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛に通知しましたので、御了知願います。また、貴会会員に対する周知方お願い致します。

写

事務連絡  
令和5年10月19日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

#### 動物用生物学的製剤基準の一部改正について

今般、動物用生物学的製剤基準（平成14年農林水産省告示第1567号）について別紙のとおり一部改正しました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

#### 記

##### (1) 動物用生物学的製剤基準の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条の4第1項に基づき、再審査が終了した以下の動物用生物学的製剤について、製法等に係る基準を新たに設定する。

イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症・類結節症  
混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン

##### (2) 施行期日

令和5年10月19日